

## 井原市創業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の産業の振興及び活性化を目的として、発展性をもって起業する者に対して、予算の範囲内において井原市創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。
- (2) 設備 事業の用に供するために直接必要な機械、装置、機器又は器具をいう。
- (3) 起業 新しく事業を起こすことをいう。
- (4) 起業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日をいう。
- (5) 新規創業者 事業を営んでいない個人であつて、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する製造業、卸売業、小売業、宿泊業及び飲食サービス業、中分類に規定する洗濯業、理容業及び美容業、小分類に規定する写真業を営む者
- (3) 起業の日に市内に住所を有し、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会（以下「商工会議所等」という。）の会員である者
- (4) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者
- (5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された創業支援事業計画に基づいて創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書が交付される者
- (6) 市税を滞納していない者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和38年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者であるとき。
- (2) 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。
- (3) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定す

る暴力団員等市長が不相当と認めるとき。

(4) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

(補助対象事業及び経費)

第4条 この補助金は、別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であつて、市長が必要かつ相当と認めるものについて交付するものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 商工会議所等の指導を受けて作成した事業計画書に基づき実施される事業とする。

3 別表に定める各事業のうち同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

4 同一事業により国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出し、同表に定める額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）及び第4条第2項に規定する事業計画書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 経費の積算根拠が確認できる書類（図面、カタログ、見積書等の写し）

(2) 特定創業支援事業証明書の写し

(3) 住民票の写し

(4) 市税完納証明書

(5) 誓約書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、井原市創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたっては、申請書に添付された事業計画書等の内容について、商工会議所等のほか、特定創業支援事業による支援を受けた創業支援事業者から意見を聴取することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、井原市創業支援補助金に係る補助事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとの配分額の変更割合が20パーセント以下の

ときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、井原市創業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに井原市創業支援補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の積算根拠が確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (2) 支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 事業の完了が確認できる書類（写真等）
- (4) 法人登記事項証明書、定款又は税務署へ提出した開業届出書その他事業内容が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めたときは、補助金額を確定し、井原市創業支援補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、井原市創業支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 起業の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は事業所を市外に移転したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその

返還を命ずるものとする。

(検査)

第16条 補助事業者は、市長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(報告義務)

第17条 補助事業者は、起業の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は事業所を市外に移転するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、井原市創業支援補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、取得価格又は効用を増加した価格が500,000円未満のものは、この限りではない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の規定により承認した当該取得財産等の処分により収入があったときは、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、補助事業年度の終了後5年間適用する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(いばら地場産業育成支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 いばら地場産業育成支援事業補助金交付要綱(平成23年井原市告示第42号)は、廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前のいばら地場産業育成支援事業補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第16条から第24条までの規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(失効)

4 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 前項の規定による失効前の井原市創業支援補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第14条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成31年3月29日告示第51号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助内容
(1) 事業所開設支援事業	起業を目的として、事業所の賃貸、設備備品の購入等事業所開設等に係る整備を行う事業に係る経費の一部を助成。ただし、補助対象経費の合計が50万円以上となる事業に限る。	①土地及び建物の取得、建築、賃借、改修、改装、修繕等に係る経費（財産取得費、工事請負費、使用料、賃借料及び委託料） ②機械装置及び設備の購入、賃借、改修、修繕等に係る経費（備品購入費、使用料、賃借料及び委託料） ③車両、工具若しくは備品等の購入及び賃借等に係る経費（備品購入費、消耗品費、使用料及び賃借料） ④その他事業所開設のために必要と認めた経費	助成期間：交付決定を受けた日から起業の日まで。ただし、法人については、実際に開業した日までとする。 補助率：1/2 以内 補助限度額：200万円
(2) 経営支援事業	起業を目的として、第1号の事業を実施した事業者が、市場調査、販売促進等経営の安定に向けて行う事業に係る経費の一部を助成。	①専門家の受け入れに係る経費（報償費、委託料及び旅費） ②市場調査に係る経費（旅費及び委託料） ③展示会及び見本市への出展に係る経費（使用料、賃借料、委託料、報償費及び旅費） ④その他特に必要と認める経費	助成期間：交付決定を受けた日から開業の日の6か月後の日まで又は年度末までのどちらか早い日まで。 補助率：1/2 以内 補助限度額：30万円

注1) 消費税及び地方消費税相当額は、除く。

注2) 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、対象としない。

注3) 経常経費とみなされる経費は、対象としない。